

別 紙

広報しまばら広告掲載基準

(広告掲載の位置及び順序)

- 1 広告物の掲載位置及び順序は、市が指定する。

(広告物の規格、掲載料等)

- 2 広告物の1枠当たりの規格及び掲載料の月額は、次の表のとおりとする。

規格 (縦×横)	月額掲載料	掲載箇所	刷 色
50mm×88mm (A4判の約10分の1)	10,000円	お知らせ欄	カラー
50mm×178mm (A4判の約5分の1)	20,000円	お知らせ欄	
297mm×200mm (A4判)	100,000円	裏表紙	

(広告の掲載枠)

- 3 広告掲載枠は、月に9枠 (裏表紙1枠、お知らせ8枠※A4判の約10分の1の場合) を原則とする。

(広告掲載の期間)

- 4 広告掲載の期間は、毎月発行する広報紙の1号当たりを1箇月とし、毎年5月号から翌年4月号までのうち、広告主が希望する月数とする。ただし、1回の申し込みで連続して掲載する期間は12箇月を限度とする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 5 広告原稿は、広告主の負担で作成し、広報しまばら発行日 (毎月1日) の前々月の20日までに電子データ (入稿データ形式: アウトライン化したAdobe Illustratorファイル) 及びそれを印刷したものを秘書人事課へ提出すること。